

Q 相続した空き家 放置可能？

親族が亡くなり、空き家を相続することになりました。遠方にあるため自分では管理ができません。ただ、解体するにも費用がかかる上、更地にしても固定資産税が高くなると聞きます。しばらくそのままにしても問題ないでしょうか。

法律 相談室

一般的に、長期間にわたって放置された空き家は周囲の景観を損なうほか、犯罪を誘発し、倒壊や火災が発生する恐れも生じます。例えば倒壊により近隣住民に損害を与えた場合、空き家の所有者が賠償責任を負うことになる可能性もあるなど、トラブルの原因にも

なることがあります。また、自治体が法的な手続きを経て特定空き家を解体すると、所有者が撤去費用を請求される可能性もあります。

開始を知った時点から3か月以内に家庭裁判所に申告しなければいけないなど制約があるため、注意が必要です。

以上から、空き家を放置せず、日頃から適切に管理する必要があります。近年は民間業者が代行

する。近年は民間業者が代行

相談事例のように、相続の際、空き家があることがわかるといふケースは近年多くあります。何かしらの問題が生じる前に、早めに

空き家管理代行活用を

なりかねません。

空き家の状況によっては、自治体から「特定空き家」に指定されるケースもあります。老朽化が著しく、放置すれば倒壊しそうな状態にあるなど、保安上の危険性が高い建物のことです。指定されると、所有者が撤去して更地にしなければ、敷地の固定資産税が上

して空き家を管理するサービスも増えています。市町村が所有者と入居希望者を取り持つ「空き家バンク」などの導入も進み、空き家の利活用の幅は広がっています。

一方、空き家を含め、親族の財産を相続しない「相続放棄」という選択肢も考えられます。ただし、相続

弁護士に相談することをお勧めします。

(回答〓古嶋祐介弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。